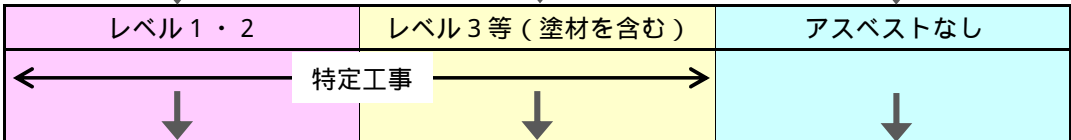


# 練馬区における建築物等の解体等工事に係るアスベスト規制

令和4年4月1日から  
変わりました

法・省令：大気汚染防止法・同法施行規則  
 環境確保条例：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例  
 区条例：練馬区アスベスト飛散防止条例

【対象：全ての解体等工事】 事前調査 [元・自] (法18条の15第1項・4項)  
 調査者の要件 (省令16条の5第2号)・・・ R5.10.1施行



【対象：全ての解体等工事】  
 事前調査結果の発注者への説明、説明書面(写)の保存 [元] (法18条の15第1項・第3項)  
 事前調査の記録の作成、保存 [元・自] (法18条の15第3項・第4項)

新

【対象：(建築物)解体：延べ床面積80㎡以上 ・ 改修：請負金額100万円以上】  
 【対象：(工作物)解体・改修：請負金額100万円以上】  
 事前調査結果の都道府県等への報告 [元・自] (法18条の15第6項) R4.4.1施行

【対象：レベル1・2】  
 【対象：レベル3等で、工事対象面積80㎡以上】  
 標識の設置 [元・自] (省令16条の4第2号)  
 標識の設置期日、場所 (区条例13条第1項・第2項)

廃止

~~【対象：レベル3等で工事対象面積80㎡以上】  
 区への届出 [発・自] (区条例16条)~~

R4.3.31まで

工事開始日の  
14日前

【対象：レベル1・2】  
 都道府県等への届出 [発・自] (法18条の17)

【対象：レベル1・2で  
 吹付け面積15㎡以上または  
 延べ床面積500㎡以上】  
 区市への届出 [発・自] (環境確保条例124条)  
 ＊敷地境界での大気測定 (工事前・中・後)、結果の保存 [元・自] が必要 (環境確保条例123条第2項)

作業開始日の  
14日前

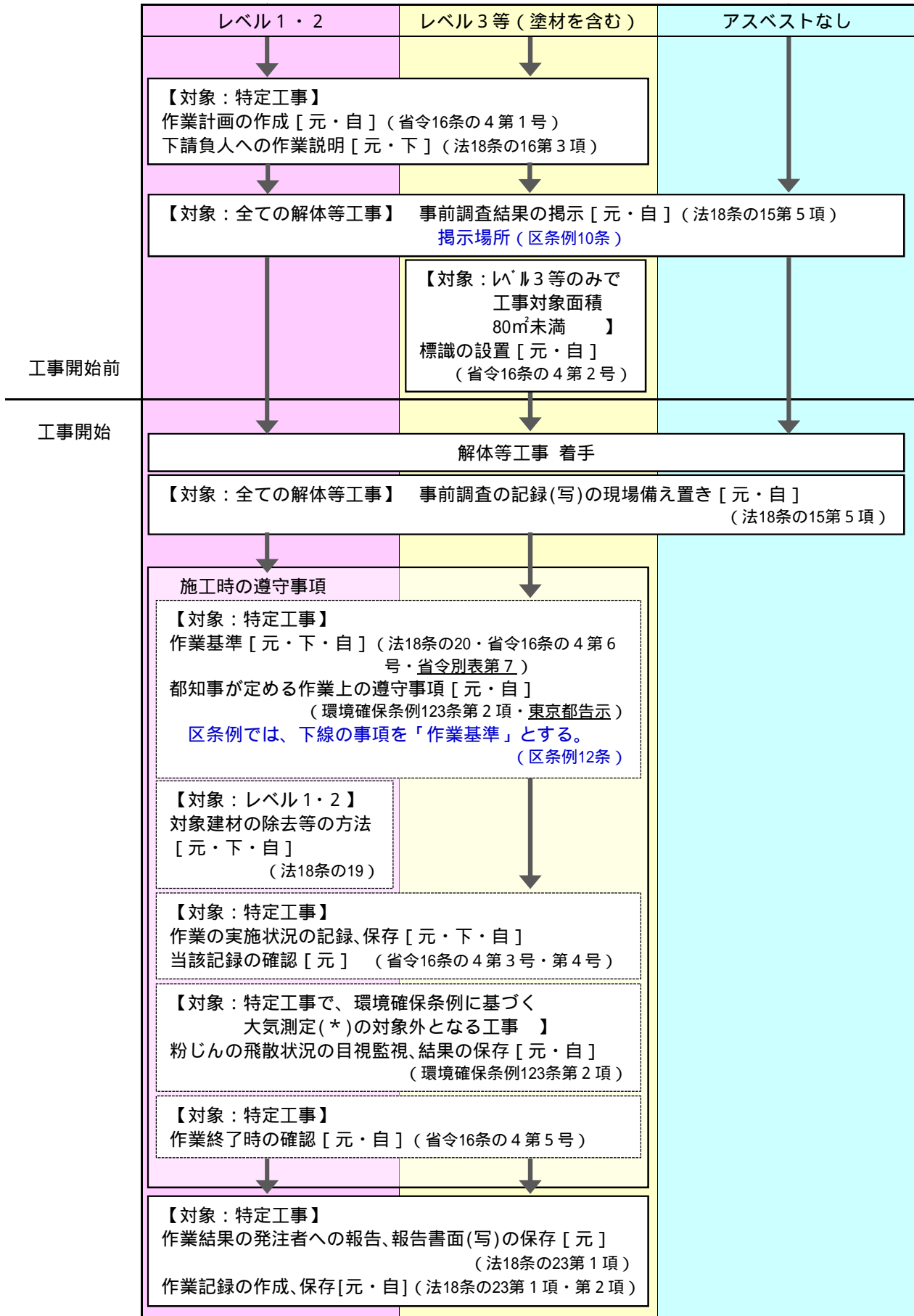
新

【対象：レベル1・2】 R4.4.1施行  
 【対象：レベル3等で、工事対象面積80㎡以上】  
 標識設置報告 [元・自] (区条例13条第3項)

工事開始日の  
5日前

【対象：レベル1・2で、延べ床面積500㎡以上】  
 住民説明実施報告 [元・自] (区条例14条)

工事開始日の  
2日前



ゴシック：令和4年4月1日以後施行の規定

青字：区条例の規定

[ ]：発注者、元請業者、下請負人、自主施工者の責務の別